

豊橋にしぐち学園 虐待防止委員会規程

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、障害のある利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、差別や虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、サービス管理責任者とする。
- 2) 委員は、虐待防止責任者（園長）、主任とする。
- 3) 委員には、法人の第三者（相談支援等）を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、半期に一度（9月、3月）開催する。
- 2) 虐待が疑われるなどの通報、報告があった場合には、委員長が招集し開催する。「虐待通報書」にて受付、虐待の記録を行う。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 「職員倫理綱領」及び「職員行動規範」を職員に周知し、啓発する。
- 2) 虐待の防止と対応を職員に周知するとともに、「チェックリスト」を定期的に実施する。
- 3) 人権擁護や虐待防止に係る研修に参加する。

(委員会の責務)

第5条 委員会は次の責務を負う。

- 1) 委員会は、差別や虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、差別や虐待のない施設環境づくりを目指す。
- 2) 職員に差別や虐待のおそれのあるときは、委員会で改善計画を立て、委員が改善指導を行い、差別や虐待が改善されるよう支援する。

※「身体拘束適正化検討委員会」も兼務することとする。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。